



令和3年度全国労働衛生週間

本週間10月1日～7日（準備期間9/1～30）

令和3年度 全体スローガン

「向き合おう！ ころとからだの健康管理」

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガン

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和3年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

本年度も「国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場の自主的な労働衛生管理活動の推進を通じて、労働者の健康確保に大きな役割を果たすこと」を目的として、第72回目となる「全国労働衛生週間」が10月1日から7日まで実施されます。

労働者の健康をめぐる状況として、全国における令和2年度の精神障害に係る労災支給決定件数は608件（前年比+19.4%）、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数は194件（前年比-10.2%）となっていることから、過労死等を防止するためには働き方改革の推進と相まって、メンタルヘルス対策の推進及び長時間労働による健康障害の防止対策が重要な課題となっています。

さらに、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進するとともに、病気や何らかの疾病を抱えながら働いている労働者への対応が、今後増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進め、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めています。

化学物質に起因する労働災害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底、化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策、並びに、石綿含有建材を用いて建設された建築物の解体工事が2030年頃をピークとなることから、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化したところです。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「向き合おう！ ころとからだの健康管理」

を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開することとし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとしました。

各事業場におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、労働衛生意識の高揚を図り、経営トップが中心となり職場巡視を行うなど自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとするとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の徹底を併せてお願い申し上げます。

令和3年7月

岐阜労働局長 畑 俊一

全国労働衛生週間に実施する事項（抜粋）

本週間（10/1～7）に実施する事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間（9/1～30）に実施する事項

① 重点事項

- ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- イ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ウ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進
- エ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進
- オ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- カ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- キ 職場における受動喫煙防止のためのガイドラインに基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- ク 事業場における治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ケ その他の重点事項
 - ・ 職場における腰痛予防対策指針に基づく対策の実施
 - ・ 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進
 - ・ テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインに基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

② 労働衛生3管理の推進等

- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- イ 作業環境管理の推進
- ウ 作業管理の推進
- エ 職場の健康診断実施強化月間（9月1日～9月30日）を契機とした健康管理の推進
- オ 労働衛生教育の推進
- カ 事業場における労働者の健康保持増進の指針等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 副業・兼業の促進に関するガイドラインに基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進
- ケ 職場における感染症（新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

③ 作業の特性に応じた事項

- ア 粉じん障害防止対策の徹底
- イ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- オ 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインに基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
- カ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- キ 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等

④ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進



詳しくは厚生労働省
ホームページを
ご覧ください